



2014年8月8日

秦野市長 古谷 義幸 様

渋沢丘陵を考える会 代表 日置乃武子  
秦野の自然と環境を守る会 代表 山本とし子  
秦野のホテルを守る会 会長 吉田 嗣郎  
丹沢・未来プロジェクト 代表 小嶋 伸

## 渋沢地区巨大霊園建設の手続き上の諸問題と開発許可差し止め について（回答）に対する再要望

7月24日付け標記回答はきわめて不十分なものでしたので、貴職が回答なさらなかった問題、要望と噛み合っていない回答および新たに生じた疑問などについて再要望をいたします。

### 1 やはり事業主体は株式会社、市はそれを支援

平成7年、相模メモリアルパークは湘南造園（株）との間で用地取得を委託する契約を交わし、湘南造園はこの契約に基づき用地の先行取得を行ったとのことですが、同社は用地取得とはまったく無関係な次の行為を行っています。

- ① 霊園造成のための盛り土獲得のための湘南造園負担での土地改良事業
- ② ①が頓挫した後に同じ造成目的で自社所有のグラウンドの大規模拡張工事計画
- ③ 委託者である相模メモリアルパークとは異なる「財団法人湘南秦野メモリアルガーデン」の設立準備。設立予定者は同社会長の真壁弘一氏。あるいは、同社の元役員を新規財団設立のための準備委員会代表としたこともある。
- ④ 同社の ペーパーカンパニー・秦野土地（株）名義で霊園の計画地外駐車場の造成工事（平沢2525-1の一部1608㎡、78台分）。
- ⑤ 農道3号を接続道路の規格に合わせるための拡幅工事に自社所有土地を寄付（渋沢字窪ノ宮ほか計8筆）。

これらの契約外の行為は、いずれも霊園の実質的経営主体としての意識をもつ者にしかできないことです。特に新規法人の設立は用地取得契約を裏切るに等しい行為です。湘南造園にとって、既設・新設を問わず財団法人は名義を貸りる組織であり、霊園建設の実権は株式会社の側にあつたと言えます。用地取得の契約から17年、取得した土地の所有権はすべては湘南造園とその経営者と子会社の手であり、相模メモリアルパークは1坪の土地も所有していません。両者の力関係は明らかです。貴職が参考にされると明言された平成12年の厚生省生活衛生局長通知に指摘されている名義貸しの例と重なる部分がないか公平厳密な審査を求めます。

地元説明会等の報告書については、市職員の参加が「地元の要請を受けて」（今回貴職回答）、「オブザーバーとして」（平成20年10月庁議）、「情報収集を目的として」（旧公園みどり課長2名）など、いかように言い変えようとも、それは出張公務であり報告書が提出されて当然です。庁議では、それを平成12年2月以降と特定し職員の参加回数を11回と数えており、また「市は、地元市民組織の計画に向けた研究会等に参加するなど、計画を支援してきた」と記述した資料が庁議に提出されていることから報告書や配布資料が存在していることは否定できません。それ以前の報告書等を含めて私どもの文書公開請求に応じるよう要望します。

## 2 庁議は無効

貴職回答（5）の前半、平成20年の庁議についての記述は非常に分かりにくい釈明です。「市は本来回答できないのに承認せざるを得なかった」と言わんとしたものと受け止めて私たちの意見を述べます。

① 本来、県の土地利用調整条例の対象事案であり、当時市はそれに関与する何の権限も義務もなかった。市の方針が決まっておらず、詳細な計画や事業者の自主的環境影響評価も提出されていない段階では、いかなる理由があろうとも承認すべきではなかったのです。承認はまちづくり条例に反する行為です。

② 事業者は、地域の住民、その他関係者に対して計画内容を周知して意見を聴くことを、ごく一部の地域を除いて行っておらず、その時点で県が市に対し承認を求めることは土地利用調整条例に違反します。

③ 市にとっては事前協議のはるか以前のことであり、関係法令の基準等に適合する見込みは厳密には確認できない状況であったにもかかわらず、「関係各課に意見照会し、得た意見についての回答並びに事前相談等調整が概ね整った」とする窓口担当課の主観的判断を前提にした承認は市まちづくり条例に違反します。

## 3 ブレインヒル構想についての誤り

庁議、本年6月市議会、今回の貴職回答に共通するごまかしがあります。その特徴は、第一にブレインヒル構想上「その他の区域」にかろうじて許されている「地区の振興等を図るための小規模な土地利用の転換等」を意図的に無視して触れないこと、第二にその埋め合わせとして「本市の利益」などあれこれの理由を持ちだして「総合的判断」と称して、原則として保全する地域に20ヘクタールもの霊園建設を認めるというパターンです。

今回の貴職回答も「計画ごとに個別に判断する」のは「地区の振興等を図るための小規模な土地利用の転換等」に限られていることを無視して、相変わらず「計画ごとに個別に判断するエリアであることから×××等を総合的に判断して……」と飛躍する手法をくり返しています。20ヘクタールもの霊園建設は、「小規模な土地利用の転換等」

には該当しません。

ブレインヒル構想は「総合計画上の位置づけ」について、「秦野市総合計画、第二次新神奈川計画などの諸計画との整合性はもちろんのこと、土地利用の内容が、原則としてブレインヒル柿の木原構想を具体化するものとする」と規定しています。貴職はブレインヒル構想の趣旨を踏まえるどころか、まったく踏まえていない、あるいは踏まえることができないのです。

ブレインヒル構想を踏まえるなら、「地区の振興等を図るための小規模な土地利用の転換等」を含めて、真に踏まえた回答をしてください。

#### 4 まちづくり審議会は設置するほかはない

まちづくり条例は、何の条件もつけずに「まちづくり審議会を設置する」と規定しています。諮問すべき案件があろうとなかろうと常に設置しなければ条例違反になります。諮問すべき案件がいつ発生するか、ある事案がいつ諮問すべき案件に転化するかは予測不可能です。

「諮問事項が生じたときには、速やかに審議委員を委嘱して、諮問に応じて審議できるようになっていれば、条例に違反しているということはない」、これほどの条例無視、珍説はありません。秦野市では「職員が無断欠勤をしたとき、速やかに呼び出しに応じて出勤できるようになっていれば、規則に違反しているということはない」のでしょうか。

「事業者と市との協議の内容として事業者と合意が取れない場合等において、市の指導内容が社会通念上妥当であるか否かを客観的に判断していただくために、必要に応じてまちづくり審議会の意見を聴くことができる」との規定は条例、施行規則のどこにもありません。同審議会の答申または建議すべき事項は多くの専門分野にわたっており、技術的な個別法のもとづく調整がはかられていたからとの理由で諮問しなくてもいいという次元の問題とは異なります。

市が条例違反を犯してもチェック機能も働かず自浄能力も欠如している状況に貴職はどのような危機意識をお持ちなのか、その改善策を含めて具体的な方針をお示しく下さい。

#### 5 市は強制力のある環境保全政策をとってこなかった

貴職の回答は、姑息なすり替えが行われています。私たちの前回要望は、霊園開発業者が公聴会の場で「計画地には、都市計画法上の網が掛かっている、その他いろんな網が掛かっている」というように、市が計画地に対し法的強制力のある保護政策を何もとって来なかったことの怠慢・不作為を指摘して、その責任を問うているのです。

大規模霊園開発、すなわち回復不能な自然破壊を是認したうえで、自然環境に及ぼす「影響を最小限に抑えるための対策」を求めたものではありません。市民の要望には、立場や意見の違いを超えて誠実に真正面からお答えくださるようお願いいたします。

## 6 ふたたび「開発許可差し止め」を要望

私たちが6月13日要望したのは、そもそもの始めから許可申請にいたるまでの手続き上の法規違反を中心とする一連の問題です。上記5を除いてそのいくつかを挙げただけでも次のような事例があります。

(1) 湘南造園、相模メモリアルパークが行ったこと。

① 駐車場を含めた開発区域が20ヘクタールを超える。(県土地利用調整条例違反)

② 株式会社によって用地取得、造成計画が行われ、土地改良事業やグラウンド拡張工事の土によって埋立てる計画が立てられた。湘南造園に土地取得を委託した相模メモリアルパークは委託外の行為を容認し、市も支援した。(墓埋法違反)

③ 湘南造園は 開発許可が交付される前に「計画地外」と称する土地に秦野土地(株)名義の駐車場を着工、完成させた。(まちづくり条例違反)

(2) 市・県の重大な誤り。

① 詳細な事業計画や事業者の自主的環境影響評価も提出されていない段階で、市は権限も義務もないのに、県の圧力に屈して事実上の開発承認を与えた。(市はまちづくり条例に、県は土地利用調整条例に違反)

② ブレインヒル構想の趣旨を180度歪めて「地区の振興等を図るための小規模な土地利用の転換」を20ヘクタールの巨大霊園建設にすりかえた誤りを一貫して認めない。(まちづくり条例、ブレインヒル構想違反)

③ 市民要求の高い公営墓地を選択肢から外した市民アンケートを実施し、民間巨大霊園建設を側面から応援し、不確実な墓地需要予測の材料とした。

④ 一度も各分野の専門家集団(審議会等)の大局的な意見を聴くことをせず、技術的な審査だけで手続きを進めた。都市計画法33条は主にこの技術的基準にかかわる条項です。

私たちは、現在行われている許可手続きを直ちに差し止め、多くの分野の有識者からなる渋沢丘陵の環境保全と霊園開発問題に特化した独立公正な第三者機関を設置するなど、計画と手続きの問題点を大局的かつ広く専門的に検証し検討し直すことを改めて緊急に要望します。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、8月25日までに文書にてご回答くださるようお願いいたします。

以上

連絡先は次のとおりです。

〒257-0012 秦野市西大竹 302-11 鈴木 和郎 0463-81-9109 (FAX 兼用)

〒257-0013 秦野市南が丘 2-2-6-204 小日向 彰 0463-81-5476 (FAX 兼用)